

## 補助金等調書の見方

様式1

補 助 金 等 調 書					
予算事業番号	11616	予算事業名	住宅・店舗リフォーム資金助成事業	担当部局	地域振興部
補助金等の名称	南島原市住宅・店舗・旅館等リフォーム資金補助金	担当課	商工観光課	担当班	商工振興班
総合計画	基本柱 3.産業経済 政策 3.商工業の振興 施策 1.経営基盤の強化〈商工業〉 施策細分 3-3-1-5住宅・店舗・旅館等のリフォーム（総合戦略） 重点P 該当しない	会計区分 1.一般会計 款（名称） 7 商工費 項（名称） 1 商工費 目（名称） 2 商工振興費 節（名称） 18 負担金補助及び交付金 細節（名称） 2 補助金 説明名称 101 住宅・店舗・旅館等リフォーム資金補助金	1.一般会計 7 商工費 1 商工費 2 商工振興費 18 負担金補助及び交付金 2 補助金 101 住宅・店舗・旅館等リフォーム資金補助金	1.一般会計 7 商工費 1 商工費 2 商工振興費 18 負担金補助及び交付金 2 補助金 101 住宅・店舗・旅館等リフォーム資金補助金	補助金を担当する部署です。補助事業の詳細は、記載の部署にお尋ねください。
根拠法令	-	根拠個別計画	南島原市商工振興計画37P	制度開始年度	平成 22 年度 前回見直し年度 令和 4 年度
交付要綱名	南島原市住宅・店舗・旅館等リフォーム資金補助金交付要綱	補助期間	平成 22 年度 ~ 令和 6 年度 ( 15 年間 ) ※要綱上	次回見直し年度	令和 5 年度
性質	区分 I 市独自の制度に基づく補助金等（国県補助の上乗せ横出し補助含む） 区分 II その他事業費補助金（市の政策推進のため、特定の事業や取組に対して奨励的に補助するもの）	目的的	住宅・店舗・旅館等のリフォーム工事を行つことで、市民の生活環境の向上と地域経済活性化の促進を図る。	対象・要件	対象：市内に住所を有する方（実績報告書提出前までに転入する者を含む）及び市内に主たる事業所を有する法人 要件：市内の業者が行う30万円以上のリフォーム工事で、3月までに工事が完了すること。対象となる建物がリフォーム補助金を受けていないこと。
補助事業の内容	補助率等 1.住宅：補助率 10分の1、上限20万円、2.店舗：補助率 10分の2、上限100万円、3.旅館：補助率 10分の3、上限200万円 財源 市町村振興協会市町配分金（定額） 上乗せ・横出し補助 非該当	財源	市町村振興協会市町配分金（定額）	上乗せ・横出し補助	内容
執行状況	年 度 令和元年度 予算(千円) 50,000 決算(千円) 29,716 執 行 率 59%	年 度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度	年 度 令和2年度 200 200 200 200	年 度 令和3年度 200 200 200 200	年 度 令和4年度 30,000 27,820 200 136
実施状況	活動指標名 補助金活用件数 年 度 令和元年度 目 標 200 実 績 154 執 行 率 77%	単位 件	年 度 令和2年度 200 200 200 200	年 度 令和3年度 200 200 200 200	年 度 令和4年度 30,000 25,957 200 136
評価	指標名 補助金活用件数 目標値 200 前年度末時点の達成状況 達成率：70% 目標の達成はできなかったが、市民の生活環境の向上と地域経済の活性化に寄与した。	単位 件	年 度 令和2年度 200 200 200 200	年 度 令和3年度 200 200 200 200	年 度 令和4年度 30,000 27,729 200 139
補助の手段	精算払のみ				
補助金等の概要 公表ページ	https://www.city.minamishimabara.lg.jp/kijiji0035627/index.html				

補助金の制度を説明している本市のホームページのURLです。

補助金を担当する部署です。  
補助事業の詳細は、記載の部署にお尋ねください。

国・県補助金の場合は、国・県の法律や条例の名称を記載しています。

市における補助金の支出根拠です。

市の分野別個別計画に記載がある場合は、その名称と該当ページを記載しています。

市の交付要綱等で定められている補助制度の期間です。

予定している見直し年度（令和5年度実施含む）です。

区分の詳細は、見直し方針2頁の図表をご覧ください。

交付対象事業費に対する補助率です。

市が支出する補助金の財源が何かを記載しています。

国県補助金に市独自で追加支援しているかどうかです。

過去5年間の補助金予算額の推移と補助実績額です。

市が行った活動の内容を示す指標です。

補助金を交付した結果、市の施策としてどのような効果があったか（補助目的に対する成果）を説明する部分です。

市からの補助金の支払いを、どのタイミングで行っているのか説明しています。

精算払のみ：  
補助対象事業が完了した後に一括して補助金を支出する方法です。

上記以外：  
一定部分をあらかじめ支払い、補助対象事業が完了してから過不足額を精算する方法です。